

國學院大學學術情報リポジトリ

レミの遺言書の信憑性を巡って

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2025-04-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: ルーシュ, ミシェル, ラクビビエ, ポール ド メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001597

レミの遺言書の信憑性を巡って

ミシェル・ルーシュ著

ポール・ド・ラクビビエ訳

前注

- 1 本稿は、パリ・ソルボンヌ大学 名誉教授（当時）ミシェル・ルーシュ Michel Rouche (1934-2021) による名著『クロヴィス (Clovis)』(Fayard, 1996) に収録された21の基礎史料の一つレミの遺言書に関する部分を翻訳して紹介するものとなる。ルーシュ氏は原文を載せて、対訳の形でフランス語訳を行い、その先行研究を紹介したうえで、この史料にかかわる研究方向の現状を確認しつつ、史料の信憑性を論じている。
- 2 ミシェル・ルーシュ (Michel Rouche) 教授は、1934年パリにて生まれる。ソルボンヌ大学の名誉教授。古代末期、中世前期の専門家。アンリ＝イレネ・マルルー (Henri-Irénée Marrou) などの学統を汲み、フランス国立古文書学校やソルボンヌ大学を経てから、多くの学術成果を残した。「Clovis」(『クロヴィス』) Fayard, 1996; «Attila, La violence nomade» (『アッティラ』)、2009; «Les Racines de l'Europe: Les sociétés du Haut Moyen-Âge, 588 à 888» (『ヨーロッパの起源』), Fayard, 2003; «Histoire de l'enseignement et de l'éducation, Tome I» (『子育てと教育の歴史、第一巻』), Perrin, 2003; «Les Origines du christianisme, 30-451» (『キリスト教の起源』) Hachette, 2007; «Le Choc des cultures, Romanité, Germanité, Chrétienté, durant le Haut Moyen Âge» (『中世前期における文化衝突、ローマ風、ゲルマン風、キリスト教風』), Septentrion, 2003をはじめ、著書は多数ある2021年12月没。

教授は教育史、古代末期の蛮族史、キリスト教化の過程、クロヴィス、ゴート族など多くの学術的成果を残し、中世前期に対するフランス人の歴史観を再評価することにも努めた。たとえば教授は、クロヴィスをは

じめ、メロヴィング朝の歴代国王がローマ帝国の延長線に位置づけられて、「ローマ人よりローマ人である」という意識を有したかなど、過去にあまり注目されてこられなかった事柄・側面を明らかにするうえで大きな成果をもあげられた。

3 〈本稿の研究史上位置づけ〉

本文にも説明されているように19世紀末、クルシュ氏¹によって「レミの遺言書」の信憑性が否定され、史料集にも載せなかったほどに無視され、忘れ去られた史料である。ところが1957年の名著論文において²聖レミの信憑性は問われ、はじめてクルシュ氏の説は論破された。さらに、本稿で紹介するルーシュ教授の1996年の論文によって、レミル遺言書の信憑性はさらに証明された。その後、2010年の論文で³、レミ遺言書の中にある人名が分析されているが、史料の信憑性について次のように著者はコメントする。即ち「科学論争における長い優柔不断な期間の後、改竄を支持するB.クルーシュの批判の客観的理由は、1957年にA.H.M. ジョーンズ、P. グリアソン、J.A. クルックによって無効とされ、1996年に至りミシェル・ルーシュの綿密な分析によって否定された。その結果、もはやこの史料の信憑性を疑うことはできない⁴」とされている。

- ### 4 〈原文解説〉10世紀と11世紀の史料の内に、偽書は多数に存在することから、19世紀の歴史家はヒンクマール（Hincmar）とフロドアール（Flodoard）が伝えた「聖レミの遺言書」の信憑性を疑う者も多かった。また、（当時の出来事を知るために一番頼れる書物、）トゥールのグレゴリウス著の『フランク史』において、いくつかの出来事について傍証する聖レミの遺言書以外の別の史料は残っていないことから、別の史料において傍証できないこれらの出来事は疑われることもあった。例えばトゥールのグレゴリウスの『フランク史』も、裏付けとなる他の史料がなかったために、ソワソンの聖杯や、ランスにおける王の洗礼といった主要部分にも疑問が向けられた。ソルボンヌ大学教授ミシェル・ルーシュは、こうした懐疑的な議論を最近の研究成果に基づいて論駁し、聖レミ

とクローヴィスの人生について多くの情報を明らかにする。。

5 訳者からの注意事項

以下は『クローヴィス』の付属史料（解説文付き）からの書き起こしを翻訳したものである。中の小見出しは読解の便のために訳者によって図って付け加えられた。

名前等の表記はローマ字のままにした。脚注には「訳者注」と記した場合、補うために訳者が加えたものとなる。それ以外は著者による原注である。

また、人物の名前について、基本的に「主格」Nominatifの表記で統一し、表した（ラテン語の原文の語尾変化を改めた）。また、地名に関して現代でまだ存在する場所である場合、フランス語の表記で記した。

また読者の理解を助けるために翻訳する際、原文を補った場合、括弧で補足を入れることがある。

6 〈訳者よりの解説文〉ルーシュ氏の研究は欧州の法制史や歴史を理解し、史学上の手法・方法論を考え、日本法制史へ新たな観点を取り込むためにも参考になると考えたため、本論考を翻訳した。またルーシュ氏が三年亡くなられたが、日本における初めて彼の研究を紹介することは法制史研究にとって大きな意義があると考え。

高度な法と法学の体制を敷いていたローマ古代末期、崩壊しつつある帝国において、多くの「蛮族」が攻め寄せる中、「フランスの前身」とでも呼びうるフランク族がクローヴィス祖王の代に、カトリックへ回心したことによって「中世期」は始まるとされている。

それほど注目されていないものの、法制史上にいうと、フランク族の社会や法体制などは、日本の戦国時代と類似している点が少なくないことは以前指摘されたことがある。また、戦国時代の暴力性に関して、キリシタン関連史料において語られるほかに⁵、先行研究にも富み、峰岸純夫氏⁶、藤木久志氏⁷、清水克之氏⁸、下重清氏⁹など、最近の研究においてもより精密に示されてきた。

例えば、比較可能にされうる点として、大胆ながらもいくつか提起してみたいと思う。律令制という高度な法体制の下にありながら、権力の分散、暴力の蔓延、更には仇討ちや奴隷制や慣習法といった多くの慣行的制度も並行して存在している点があげられる。また、カトリックの信仰と出会ったローマ帝国における遵法主義や回心の行方や宣教、迫害と殉教等といったキリシタンの基本態度とキリシタンへの対応とも（海老沢有道¹⁰、ボクサー¹¹、チースリク、浅見雅一¹²、安廷苑¹³などある）、多くの点で戦国時代と類似していると思われる、比較の可能性が十分にあると思われる、今度の研究に期待したいと思う。日本の古代王権とローマ古代末期の野蛮属の王権についてもいくつか類似性が見られる、比較検討が可能であろう。母権制や原始社会的な要素をはじめ、帝権への憧れとそれによる正統化¹⁴、王権の聖性、王統の観念や神話の位置といったさまざまな要素が、古代日本をはじめ日本史との比較対象として、またゲルマン人をはじめ、古代末期、中世前期の欧州の蛮族系の王権を研究する上でも多く参考にすべき点があるだろうし¹⁵、ゲルマン法との類似性については、三浦周行¹⁶、瀧川政次郎¹⁷などによりすでに指摘されたことであるが、その比較可能性について今度の研究に期待したい。

また家族史や王位継承の在り方といった観点からも、比較可能な点多いだろう。こうした問題意識に立って、今後の研究のために本翻訳が役立てば幸いである。

歴史学方法論の見地から、聖レミの遺言に関する評価の研究史上の変遷を辿ることによって、19世紀末あたりから史料のみを見て史料の信憑性について過剰に厳しかった「歴史主義」あるいは「史料批判主義」あるいは「厳格な実証主義」を乗り越えつつある20世紀後半の歴史学の動向を確認できる。それに合わせて、戦後フランスで大流行した「アナール史観」ひいて「全体」と「社会」を中心に歴史をする大流れに対して、「マルク主義史観」も底流となった中に、ルーシュ氏が属する学統の存在を示している。

別の機会に「歴史家の仕事」を考察することによって示したいものであるが（またフランス20世紀の歴史家たちの動向に関する、二宮弘之著『全体を見る眼と歴史家たち』平凡社）、ここでは簡単に、ルーシュ氏が属する学統の特徴を紹介するに留めたい。それは「古典的歴史観」とでも呼ばれうる学統である。つまり、古典文学の教養を身につけて、ギリシャ語とラテン語を基盤に、さらにキリスト教的な秩序への理解と知識を前提に、歴史を営む学統である。この意味で16世紀から出来上がった「教養」の伝統を引き継ぐ。また、「社会」、「経済」、「全体」を見るというよりも、「出来事」、「人物」を中心に据えて、戦争史と政治史が中心となる。もちろん、古代末期、中世前期に限られた史料にもよる傾向であろうが、イデオロギーをなす思想によらないで、アリストテレスとアキナスが築いた古典哲学の「現実主義」を基にする。

言いかえると、過去の人物の考えあるいは意図を中心に解釈しようとすることを諦めて、ひとまず、過去の史実を確立した上に、古い過去の空白について解釈していく手法を本論考でも確認できよう。また、ルーシュ氏の貴重な研究を紹介するきっかけになれば、何よりも幸いである。

〈翻訳〉レミの遺言書の信憑性を巡ってミシェル・ルーシュ

Ⅰ－史料の信憑性という問題

クローヴィスの歴史を語るときの一の中心人物たるランスの司教ランス司教レミ執筆の史料として残っているのは、四通の書簡¹⁸と遺言書がある¹⁹。この遺言書は短いものと長いものの二つの形式の写本で現在知られている。

第一の短い遺言書は、ランス大司教ヒンクマルによって伝えられる。ヒンクマルは、これを死の直前の878年から881年の間に執筆した『聖レミ伝』に書き記している。こち第二の物は、あまり知られていないランスの参事会員フロドアルのものである。これは、948年執筆の『ランス教会史』に、不詳の加筆者によっておそらく1059年頃に1巻18章として挿入

されたものである²⁰。

両者は、ランス教会の資料館に保管されていた。ところで、10-11世紀の頃は、(それぞれの修道会や教会の特権の由緒を示すために)多くの偽証が創られた時代であることが知られている。そのため、歴史史料として利用不可能なものが多いだろうということは、専門家たちは早くから疑問視していた。なぜなら、レミという大人物の名の下に隠された、当事者は訴訟で多くの利益をもたらすものだったと考えられていたからである。ランス教会の聖職者らは世俗の領主の欲望に対抗して教会の財産を守ろうとしていた事実から、(古くからの特権を改めて強く由緒づけるために)偽書を作られてもおかしくないという

考えである。

本論においては小文の写本だけに注目することにした。長い遺言書は、9世紀から10世にかけて次々と加筆修正された結果出来上がったものすぎない。また、短い遺言書の聖レミの遺言書の史料価値次第では、クロヴィスのことを知るための主な史料であるトゥールのグレゴリウス著の『フランク史』のいくつかの場面が裏付けられるので、聖レミの遺言書の真正性を議論すること自体が重要であることを示したい。

II - 聖レミの遺言書 (Testamentum sancti Remigii episcopi)

出典・Corpus Christianorum, t. CXVII, Turnhout, 1967, pp. 474-479

「〈Hincmar による注意・聖レミによって届け出られた遺言書の写しである。読者が確認できるように、(遺言書には)1スーを40ドゥニエに相当することになっているが、法令に定まったものによる〉

聖父と聖子と聖霊のみ名によりて、アメン

ランス市の司教なる、司祭職を持つ我レミは法務官法に従ってこの遺言書を作成し届け、小書付を追加してその効力が承認されるよう求める。これにより法律上の効果に欠けるところなどあろうはずがない。

司教なる我レミがこの世の光から去る時がきたら、ランス市の尊きカト

リック教会よ、わが相続人になれ。また、長く特別に愛していた我が兄弟の息子、司教なる Lupus も我が相続人となれ。また、幼児期からずっと私に忠実を尽くし続けてくれた我が甥、司祭なる Agricola よ、わが相続人となれ。我が死の前に我がものとなりしすべての財産を相続人に継ぐことにしたが、以下の通り、また特定の人に我が遺贈若しくは贈与を命じ、以下のように命じた時、相続から廃除することとなり、又は特権を第三者に与えるよう意図する分についてはこの限りではない。

汝、我が相続者たる、ランスの尊きカトリック教会は、Château-Porcien 領に我が有するコロヌス（小作人）の所持をせよ。また、父母から相続されたものどもも、また尊き追憶の我が兄弟、司教であった今は亡き Principius に譲渡あるいは贈与した者ども、具体的には、Dagaredus, Profuturus, Prudentius, Tennaicus, Maurilio, Baudoleifus, Provincialus というコロヌスを所持せよ。

女性コロヌスの Niviatena, Lauta, Suffronia、及び奴隷の Amorus は、汝の統治²¹下にあると主張しなさい。同じく、Château-Porcien 領において我が保有している畠、牧場、草地、森林なども本遺言書の権威をもって、汝のもとに取り戻すことと主張しなさい²²。

私の後任者の司教に、復活祭用の白衣シャープと灰白色の壁掛け二枚とヴェール三枚とを相続させる。これは、大祝日の際、大食堂、台所、貯蔵室のそれぞれの門に飾るものである。

我が相続人のうち、Laon 教区の教会に、18リーヴルの銀聖杯を相続させるが、天主が許すものなら、これを使い、聖なる奉仕用のため、パテナ〔聖体皿〕とカリス〔聖杯〕を造りなさい。

洗礼の源で受け取った名高き故クロヴィス王からかたじけなくも賜ったもう一個の銀聖杯に関しては、我が指定した相続人のうち上記の教会に譲渡し、これを鋳て、つり香炉と彫版のカリス〔聖杯〕を作ることを命じる。これは、私が生き永らえられれば、この聖杯をそのようにするつもりのことである。聖杯の鋳造に関して、私が死ぬまでにまだ成し遂げられなかつ



(説明文・歴代国王の聖別式用のカリス。13世紀に造られ、カリスの足以外19世紀になって改造された。ランスのトー宮殿に保管されている)

た場合、我が兄弟の息子、司教なる Lupus よ、この命令を引き継ぎ、聖杯の鑄造を実現させよ。

ランスに属する我が同胞なる司祭と助祭たちに、共有財として、合計で25スーを均分相続させる。同じように、ブドウ栽培者 Melanlius に Suippe 川にある我がブドウ畑を共通財として彼らに譲渡する。Melanlius は、聖職属の者 Albovichus の代わりに私が譲渡するところの者である。ということで Albovichus がより完全に自由になるために、また、副助祭に2スー、読士に2スー、門守と若人に2スーを渡すことを命じる²³。

名簿に登録され、教会門前で銭乞いする貧民が食事できるため、2スーをあたえる。Vacculiacus (Vailly) 地で Frunimius, Dageleif, Dagaredus, Ductio, Baudovicus, Uddulfus, Vinoveifa を解放することを命ずる。Tennaredus に関して、生来自由人の母から生まれたことから、自由の身分を享受することを命令ずる。

我が兄弟の息子、司教なる Lupus よ、汝が Nifastis とその母である

Muta、及びブドウ栽培者 Enius が栽培するブドウ畑を汝の統治下に置くことを私は命ずる。

－Enius と末っ子、Monulfus を解放することを命ずる。

－豚の番人、Mellovicus とその妻、Pascasia と、Verminiamus とその子供たち—ただし、そのうち Widragasius だけの解放を命じる—を汝の支配下におきなさい。

－また、Cerny-en-Laonnois の我が奴隷が汝のものになることを私は命ずる。

－我が兄弟、司教なる Principius が所持していた、森林、牧場と草地の一部を汝は汝の所有に取り戻しなさい。

－Mellovicus が所持していた私の奴隷、Viteredus を私は手放す。

－Teneursolus, Capalinus とその妻、Teudoreseva を汝の支配下に置くことをここで書き記した。

－また、私の意向に従って、Teudonivia は自由人たれ。

－汝の人と嫁いだ Edoveifa とその両親を汝は見守りなさい。

－Aregildus の妻と彼の義理の両親を生来自由人²⁴とする。

－Laon の近くの丘の上にある牧場、また Iovia にある小牧場を汝は汝の支配下に置く。

ここで書き記した、我が家に育った我が甥子、司祭なる Agricola よ、汝に奴隷の Merumvastis とその妻、Meratena とかれら、Marcovicus という名の息子を譲渡し、そして彼の兄弟、Medovicus を解放することを命ずる。

－また、Amantius とその妻、Daero を汝に譲渡する。その娘、Dasovinda が自由たることを命ずる。

－汝の相続分に、奴隷の Alaric を加える。

－私がかつて買い戻してすでに解放した彼の妻に、自由人として保護されるよう命ずる。

－Bebrimodus とその妻 Mora を汝の支配下に置くことを主張しなさい。

- 彼らの息子、Monacharius は自由人となるという恩恵で喜ばせる。
- Mellaric とその妻、Placidie を汝は取り戻しなさい。
- 彼らの息子、Medaridus が解放されるように。
- Mellaric が耕作したブドウ畑を汝に譲渡する。これは毎日曜日、また毎祝日に、ブドウ畑の実りを、私のために聖壇の上に奉献されるよう、また毎年、ランスの司祭と助祭らのためにその実りをもって御馳走せんがためにである。

また、以下のように譲渡する。

- 我が甥、Prætextatus に Moderatus, Tottio, Marcovicus と Originarius²⁵ なる Profuturus からもらった奴隷の Innocentius を与える。また、一番大きい匙の内の四個、酢入れ壺一個、護民官 Friaredus からもらった袖なしの覆い一着、飾り入りの銀牧師棒を与える。
- 彼の息子、Parovius に酢入れ壺一個、匙三個、縁を変えておいた上祭服一着を与える。

ここに書き留めて、我が名で登録されている匙三個、祝日の時いつも使っている祭壇布を Remigia に与える。また、Gundebaud 王から頂いた hichinaculum²⁶ を彼女に与える。

私は我が祝福された娘、助手聖職に従事している Helaria に、Noca と呼ばれている女奴隷と、Cattusio が培ったブドウ畑に面する一列のブドウ木を与える。

また、私に絶えず多くの奉仕をしてくれたことに報いるため、彼女に Vendresse と Troyon で私が保持している持ち分を与える。

我が甥子、Aetius に、(土地の) 分断発生からもらって保持し管理している Cerny で私の我が持ち分とそれにかかわるすべての利権を与える。

- また、若い奴隷の Ambrosius を彼の支配に移す。
- 奴隷の Vitalis を解放することと、彼の家族を我が甥子、Agathimer の保護下におくことを命ずる。
- また、自分の労働で Vendresse に開拓したブドウ畑を彼に条件付きで

与える。条件とは、かれの親戚がそのブドウ畑の実りの一部を、毎日曜日と毎祝日に、主の許しがあれば私のために聖壇の上に奉献すること、また毎年、Laon の司祭と助祭のためにその実りをもって、御馳走することである。また、Laon の教会に18スーを与える。司祭と助祭たちは人数等分でこれを分けるように。

-Laon 教会は Setia での私の持ち分すべてを保持するように。

我が兄弟の息子、司教なる Lupus 猊下よ、汝に以下の人々を解放し、彼らのことを見守ることを私は命ずる。Cattusio とその妻、Auliatena、我がブドウ畑を栽培する Nonnio、拉致されてから私がい戻した、とても良い親から生まれた Sunnoveifa とその息子 Leubaredus、また Leubaredus、Mellaridus と Mellatena、また調理師の Vasans、Cesarie、Dagaraseva と Léon の姪 Baudoroseva と Troton の息子 Marcoleif である。我が兄弟の息子、司教なる Lupus よ、司祭職の権威を活かし、彼らの自由を保護しなさい。

我が相続人なる教会（ランス）よ、汝に Flavianus とその妻、Sparagildis を私は与える。

-かれらの娘、Flavaraseva を解放することを決定した。

-ランスの司祭と助祭らは Melanus の妻、Fedamia とその娘を保持することとする。

-コロヌスの Cispiciolus を解放することを命令して、彼は我が甥子、Aetius の氏族の加護を受けることを命ずる。また、Paissy のコロヌスは我が二人の甥子 Aetius と Agathimer に与えることを命ずる。

我が曾姪、Prætextata に Modoreseva を与える。

Profuturus に若い奴隷の Leudocharius を与える。Profutura に Lendovcra を与えることを命ずる。

Laon の副助祭、読士、門守と若人らに4スーを手放す。

名簿に登録される貧民に彼らの食事のため、1スーを与える。

我が名の記念祭のため、Sissionum の教会に8スーを、Châlons の教会に

6スーを、Mouton の教会に5スーを、Voncq の教会に製粉所の近くに開拓された畠を、Castricemis [Mézières] の教会に3スーをそれぞれ与える。

また、我が名の記念祭のために、同じ金額を Porcien の教会に与える。大助祭 Ursus に任せて、家の奉仕のために、自家製の上祭服、柔らかい覆い二着（薄着一着、厚着一着）、寝台にある毛布、そして私が亡くなった時の最高のチュニックを与える。

我が相続人、司教 Lupus と司祭 Agricola よ、わが豚を二等分に分けて与える。

14スーを払って買った Friaredus に関して、彼が殺されないために2スーを彼に与えよう。そして、我が墓を建てるために、主なる殉教者 Timothée と Apollinaire のバジリカ聖堂へ彼は12スーを献金するように。

以上のとおり、私が譲渡する、確認し、断言する。

ほかの人は皆例外なく我が相続から除外する。今も将来も、この遺言書において詐欺も悪用もあってはならない。上記に削除箇所あるいは修正箇所が見つかったら、私自身がしたものだと確認した。以上の遺言書に署名する前に、全体を読み返し、校正したものである。

上記通りの執政官年日、ランスにて、下記の著名者は証人として出席した。我、司教、レミは、天主の御助けのもと、聖父と聖子と聖霊の名において、我が遺言書を読み返し、同意し署名し、完成させた。

VC Pappolus 執政官属の者として、出席し同意した。

VC Rusticolus 執政官属の者として、出席し同意した。

VC Eulodius 執政官属の者として、出席し同意した。

VC Eutropius 執政官属の者として、出席し同意した。

VC Eusebius 執政官属の者として、出席し同意した。

VC Davveus 執政官属の者として、出席し同意した。

この遺言書に署名し作成し届けてから、主なる殉教者、Timothée と Apollinaire のバジリカ聖堂へ我が骨を入れるための容器を作るために、6リーブルの銀円を与えることを思い出した、（ここに記す）。

SOURCE : *Corpus Christianorum*, t. CXVII, Turnhout, 1967, p. 474-479²⁷.

IIIーブルーノ・クルシュ (Bruno Krusch) による小文遺言書の検討

Aーブルーノ・クルシュ氏による小文遺言書への批判

ドイツの碩学ブルーノ・クルシュが、1895年、遺言書の信憑性を強く批判した結果、当遺言書は長い間扱われなくなっていた。同時代の大学者、Godefroid Kurthによるクロヴィス王の洗礼の1400周年を控えて(1896年)の、クロヴィスに関する歴史の史料参照文献のリストの中にも²⁸、当遺言書に関する記述はなかった。そのどころか、その史料について何も触れられなくなるほどの影響を持った批判といえる。ブルーノ・クルシュによる聖レミ遺言書への史料的価値を批判するための論証は大きく分けて二つの種類があった。一つはローマ時代の遺言書に使われるはずの法律用語は、レミ同時代の遺言書の作成基準と異なっているという論証である。もう一つは、聖レミによる遺言書の作成年と、写本に見えるいくつかの用語の用途の年代との間に齟齬が生じているため、この写本の成立年は聖レミが亡くなった時代ではあり得ないという論証である。以下に Krusch の論を要約する。

- ・ たとえば、「今も将来も、この遺言書において詐欺も悪用もなかれ。」という条項は同時代の他の遺言書を見ても前例はないこと。
- ・ 同じように、「上記通りの執政官年日、ランスにて」という記述があるものの、執政官の名前は記されていない。なぜなら、執政官が誰であるかということを確認しようがなかったからである。
- ・ 六人の証人がいるとされるが、当時の遺言書の手続きの基準では7人の証人を必要とする。また VC という略語 (vir consularis) は、本来ならば証人の前に来るのではなく、そのあとに記すものであること。

- ・ 追記があるが、法律上は何の価値のない記述であること。
- ・ 時代錯誤的用例について、また、多くの奴隷の名前は載ってはいるが、当時これほどのゲルマン人の奴隷を持つことはあり得ないと Krush は考えている。
- ・ Laon を指すために写本において「*Lugdunum*」が使われているが、これはカロリング朝の表記であること。メロヴィング朝の時代なら、Laon を指すには、「*Lu gdunum Clavatum*」が普通に使われている。
- ・ *ecclesiasticus homo* という表現は、629年-634年にライン川フランク族の法が書かれる前には見られない。
- ・ 遺言書に入る前に、Hincmar が残した前注がある。そこに、スーは12ドゥニエではなく40ドゥニエで決算されるべきだと注意してあるが、本文においてドゥニエに関する記述は一つもない。つまりこの前注はこの写本の作成者にとって、具体的にいかなるスーだったのかを知っていたことを証明している。Hincmar がスーの事を知っていたのでこれはつまり Hincmar が改竄者であるということ を語っている。さらにいうと、改竄者である Hincmar が作成した『聖レミ伝』という書物の史的信憑性への疑問をももたらす。なぜなら、生を受けた Laon 小教区を教区にどうしても格上げさせたい Hincmar だからである。ところが、教区としての Laon 区は549年以前にみられない。
- ・ 最後にブルーノ・クルシュはもう一つの批判を付き加えるが、ブルーノ・クルシュの批判の中心はそこにあった。つまり、「洗礼の源で受け取った名高い故クロヴィス王からかたじけなくも賜ったもう一個の銀聖杯に関して、我が相続人なる上記のカトリック教会に譲渡し、これを鑄て、つり香炉と彫版のカリスを作ることを命じる。」という記述についてである。この記述は Hincmar はいかに軽率な改ざん者であったかということを証明している。なぜなら、ブルーノ・クルシュは Nizier de Trèves 書簡²⁹ という史料はクロヴィスが

トゥールで洗礼を受けたと証明するものであると考えているからである。さらにいうと、トゥールのグレゴリウスはランスでクロヴィスが洗礼を受けたことを断言しないことを傍証にしている³⁰。したがって、「*hic fecit cui prodest*³¹」という原則からして³²、Hincmarは間違いなくこの遺言書を改竄して、自分自身の教区とランス教会がフランク族の王室やその王統の最も名声のあるキリシタン的な起源と繋がっているということを主張したのであるとブルーノ・クルシュは評価している。

B—小文遺言書にかかわる学術上の議論の展開

以上のことから、20世紀になってから、クロヴィスがどこで洗礼を受けたか、またその日付はいつだったかについての議論がなぜこれほど長く続いたかが納得できる。聖レミの遺言書の信憑性を認めない結果、

- ・ 一番極端な説としては、例えば、1936年の A. van de Vyver 氏の説のように、Theodoric からクロヴィスへの書簡を証拠に³³、クロヴィスの回心は506年の時であったと主張した。
- ・ 逆に、1964年の G. Tessier の細かい研究の結果は³⁴、結論を下して、ある説よりもこの説を取るべきということは言えないとした。

幸いなことに、1957年、A.H.M. Jones 氏、P. Grierson 氏と J.A. Crook 氏³⁵は Krusch の論拠を再検討した結果、これらの論拠は「根拠薄弱で […] 間違っており […] あるいは取るに足らないものである」と結論した。

IV—ブルーノ・クルシュの論証への反駁

一つずつクルシュの論書を取り上げていこう。

A—詐欺に関する条項

詐欺に関する条項はローマ卑俗法上の書類においてよくみられる。例えば、「*Tablettes Albertini* (Albertini 板)」において頻繁にみられる。この

史料は5世紀末あたりに編集された書類集であるが、実用上に使われている諸書類を集めている。アルジェリアとチュニジアの国境あたりに発掘されたが、1928年と遅い時期に発見されたので、1940年に亡くなったブルーノ・クルシュは木板類のこの史料集を見たことがないと思われる。なぜなら、この史料集は1952年になって、はじめて翻刻された史料であるからである。

この史料について、またこの史料に収まっている契約書などの一例を参照したい方はつぎの研究をご覧ください。Ch.-M. de La Roncière, R. Delort, M. Rouche、パリ、1969、70-72である。こちらは494年の写本で同時代の聖レミ遺言書と同じ条項となっている。

B－執政官の名前と年日付の欠如

執政官の名前と年日付の欠如の理由については容易に説明できる。帝国の中央政府からなされていた、毎年二人の執政官任命名称の正式公開（「Fastes」）は、476年から混乱していた。そのため、476年からは正確に執政官の名前を知るには、コンスタンチノポリスでの発表を参照する必要があり、それは西部については二人のコンスルを認めており、そのうちの一人はテオドリックによって任命されている。541年、Basile という執政官以降、執政官はもはや任命されなくなった。つまり5世紀末の時代から、現地で執政官の名前を知ることは困難となったため、通常は現地のゲルマン人の王の在位年で日付を記載することが多かった。ただ、滅びかけていたローマ帝国の正統性にこだわっていた人々は、コンスルの名前によって年代を表すことにしていた。そのため、ロワール川の以北では、ローマ帝国を救ったと評価されていたクロヴィスが即位してからでも、引き続き執政官の名前と任期で書類の日付を記載することが他の地方に比べて圧倒的に多かったことも理解しやすいことであろう。しかしながら、執政官の名前を知らないレミは正式な条項を記すものの、年月日と名前を空白のままにしておいた。さらにいうと、このような特徴的な記載、つまり空白を敢

えて残した日付があるということは、レミが正式な形式と基準に則ろうとしていたことを示唆する。裏を返せば、改竄者が本当にいたのなら、何とかして空白を埋めたはずである。その時の執政官の名前を見つけて、あるいは偽ってなにか想像で名前を入れ補った方が、改竄時点で行われるはずの偽証の信憑性は高まっただろう。このように、あえて訳の分からない空白を残すことは、改竄されたとするには、非常に不自然であるし、デメリットといえよう。

C－遺言書のための証人数

証人数に関する指摘については、「テオドシウス法典」によると、テオドシウス法典は証人の数を5名から7名と定めている（IV, 4, 3, 4）。またメロヴィング朝時代の遺言書が基本的に「テオドシウス法典」の基準に則っていることは確認されている。またVCという略語は当時の写本を見渡っても名前の後に来るものもあればその前に来る写本もあって統一性はない。ちなみに、全体として、レミ小文遺言書の法的形式は基本的に、当時の相続法上の相続者任命に見られる用語の使い道と一致しており、遺言の法形式はその内には、いくつかの変則はみられるものの、（同時代の写本を見ても、）一般的な慣行に基づくものであると確認できる。

D－語彙についての信憑性と適確性

次に語彙に関する異議について述べる。すなわち同時代には使うはずのない信憑性の低い言葉の適確性という問題である。まずレミがゲルマン人奴隸の持ち主であったことは当然のことである。なぜなら、「テトラルキア政（四分統治）」の時代から、戦争で捕らえられた捕虜を帝国へ移住させ、ガリアの現地で多くの戦争捕虜（*déditices*）を住み着かせたからである。そして、現地の領主の支配権におかれた形で未開の無人の地に（これらの奴隸が）住み着かせられた（例えば、Gueux という村 [現・マルヌ県] は移住させられたゴート族の人々からだけになっていた）。さらにいうと、

レミの一族は奴隷にさせられた捕虜をライン川の奴隷市場で購入することが容易にできた。なぜなら、ランス近接にあるライン川右岸でフランク族は、その他のゲルマン人の民族、ことにアレマン族と頻繁に戦っていたので、戦争捕虜を市場で売買していたからである。彼又は彼の家族が市場で捕虜を買う可能性が十分にあった。

Eー Laon を指すために、「*Lugdunum*」が使われる問題について。

確かに、Laon の当時の正式名は *Lugdunum Clavatum* であるが、それはリヨン (*Lugdunum*) と区別するための正式名である。ランス市内の私法上の書類なら、「*Lugdunum*」だけを使ってもそのすぐ近くにある Laon を指すことは慣行上に認められた。

Fー 「*ecclesiasticus homo*」という表現について

「*ecclesiasticus homo* (教会の者)」という表現は5世紀と6世紀の写本においてよくみられる表現である。なぜなら、「*ordo clericorum* (聖職身分)」³⁶についての記述があるということは、「教会の者」という種類の人々が存在することを前提にしないと成り立たないからである。6世紀末の大聖グレゴリウスはすでに「*ecclesiasticus homo*」に近い表現を使っていることから、レミがこのような表現を使ってもおかしくない。

Gー スーに関する論証

いわゆる、Hincmar による前注に関する論証もたしかに鋭いが、しかしながら、この指摘も成り立たない。なぜなら、そもそも Hincmar がなぜこの注意を入れたかという点、Hincmar と同時代の読者が、レミの遺言書の金額を見て、つい1スーを12ドゥニエで換算するだろうことを知っていたからである。

なぜなら、サリカ法において規定されている金スーは40ドゥニエとなっているが、675年以降は鑄造されなくなった通貨である。その代わりに、

銀ドゥニエが鑄造されるようになったが、銀スーとの換算は40ドゥニエでなく、12ドゥニエとなっている。

さらにいうと、Hincmar 時代になると、スーは（実際に使われた通貨でなくなっていたが）あくまでも会計単位となっていた。そのため9世紀の読者にとって何の実感もない抽象的な単位となっているスーを見たら、普通は12ドゥニエで換算する。つまり9世紀の読者は時代差による錯覚を犯してしまう。これは当然のことである。9世紀の人は、実際ポケットにはもはやスーがなくて、ドゥニエだけを使っているからだ。そのため現金でのレミの相続は83スーになっているが、これを9世紀の読者が注意書きなしに換算すれば普通に996ドゥニエとなると思われるが、レミ当時の換算率を記すことにより、3,320ドゥニエと換算することができる。

いずれにせよ、レミ司教の持っていた現金はかなりの大金だったことがそこからわかる。どちらかという、Hincmar によるこの注意は遺言書の史料的价值を強めるものである。要するに、クロヴィス王に洗礼を受けた大司教はしみつられた者ではなかったわけである。なぜなら、銀でいうと、4,814キロを譲渡したことになる。それに加えて、クロヴィス王から頂いた聖杯を除いたとしても、金銀細工品を入れたら、かなりの大金となる。最低でも、12,662キロの銀属を譲渡したことになる。

H— Hincmar 著の『聖レミ伝』への疑念について

さらに、ブルーノ・クルシュは遺言書を「偽書」だとする前提に基づき Hincmar が『聖レミ伝』をも改竄しただろうという指摘をしているが、それも誤りである。レミはすでに亡くなった兄弟 Principius について記すほか、甥にあたる Lupus という名前も遺言書では何度も登場し、二人とも司教であると記載されている。ところで、Sidonius Apollinarius は二通の書簡（一通は478-480年ごろ、もう一通は480-482年³⁷）を Principius という司教に送っているが、この司教は専門家によってレミの兄弟であるワソンの司教だと特定されている。つまり、遺言書に出るレミの兄弟であ

るソワソンの司教は Principus であると言っている。なぜなら、クレルモンの司教は471年、レミへ書簡を宛てるが³⁸、これは Principius への第二の書簡の丁度前に書かれたものである³⁹。(また Lupus は Principius の息子であることが証明されている。)

I – Laon を教区として

Laon は「教区」として記載されてはいるが、ラテン語の「Diocesis」で、当時の用例では小教区とも教区とも意味する。また、549年、Gennobaude は Laon の司教であることが確認されていることから、533年、レミの死亡の後、ランス教区から離脱する形で Laon の教区が創立されたとしても年代上に問題はないであろう⁴⁰。

J – Hincmar はクロヴィス王時代の金通貨の相場価値を知ることはできなかった

ブルーノ・クルシュによる写本の信憑性を否定する立場へのもっとも強い反証は次の通りになる。もしも9世紀に改竄者がいたとしても、5-6世紀に、金通貨を使ってどのぐらいの購買力があつたかを知ることはできなかったという点にある。遺言書には細かい値段の表記は Friaredus という奴隷を購入するために14スーを使ったという一か所しかない。そして Jones 氏と Grierson 氏と Crook 氏はこの値段が正しく当時の公定価格に相当するものであると証明した。ユスティニアヌス勅法集 (VII, VII, 1, 5) において大人の奴隷の正式な値段は20スーだと規定するが、西部では実際、規定より少し安かつたことが史料からわかる。ヒンクマールが改竄をしたというなら素晴らしい洞察力である。

V—この史料は信憑性が高いということだけではなく、歴史上にいても重要な史料である。

以上に見たように、レミの遺言書が真正であることは十分に証明された。また Niziers の書簡の紹介の場にゆずり、レミの遺言書の信憑性を裏付けるもう一つの根拠となる史料がある⁴¹。遺言書の細かい作成年代は定かではないものの、511年、クロヴィス王の崩御の後から、533年、レミの死亡前までの間に作成されたものと推測されるので、細かい成立年はどうなっているともいずれにせよ遺言書の信憑性が高い。残念ながら、史料の成立年をより詳しく認定できる手がかりは現時点ではない。

A—聖レミは豊富層の貴族出身である

しかしながら、遺言書のお陰で、その相続人の名前などからも見て、レミの家について多くの情報を得られる。さて、遺言書に登場する相続人は順番に次のように登場していく。

- ランス教会
- 兄弟である故 Principius
- ランス教区座の後任になる Romanus
- Laon 教会
- Principius の息子、レミの甥にあたる Lupus
- もう一人の甥、Prætextatus
- Hilaria と呼ばれる一人の娘（ただし「祝福された娘」という表現からは骨肉の娘であるか、霊的な娘であるか不明である）
- もう二人の甥、Aetius と Agathimer
- ランス教区の大助祭 Ursus
- そして、最後に、Lupus の息子、レミの孫である司祭、Agricola

要約すると、レミにはランス教会、Lupus、Laon 教会、Agricola という主な四人の相続人がいる。続いて、10の二次的な相続人と5つの教会がある。不明な点は多少残っているものの、これらからレミの豊かな貴族の

家の系図を描くことはできる。

レミの不動産上の財産がどれほどあるかを評価することは確かに困難である。遺言書に登場する領地などに関する詳しい情報（面積、値段）が記載されていないことから、何とも言えない。ただ、少なくとも在職50年以上になったレミ司教が保有した財産と聖レミの人格についていくつか見えてくる。譲渡される領地に関する詳しい情報からみて、特に Porcien での領地はきっとそもそも家の領地であり（*quos possideo*・私が所有するところのもの）、現在の Château-Porcien だと認定できるだろう⁴²。同じように *Cesumicum* と *Passiacum* という領地は現在の Cerny と Paissy であろう。他の領地についても容易にどこを指すものであるかは確認できるだろう。

Bーコロヌスと奴隷を百人だけを解放するのはなぜだろうか

それよりも興味深いのは遺言書に登場する百人ほどのコロヌスと奴隷と彼らの家族である。名前が明記されたのは81名である（男は52名、女は29名）。ここで私が記す百人という数字は意図的である。なぜなら、アウグストゥス帝の法令⁴³の適用に関することである。この法令は、一回で百人以上の人々を解放することを禁止していたからのものであるが⁴⁴、レミは遺言書に登場する人々全員を解放することになるから、他にも奴隷などがいてこの法令のせいで解放できなかった可能性がある。

また遺言書には法的身分が二つ登場する。コロヌスは12回記載されて、奴隷は15-16回記載されている。（なぜわざわざ（支配下にある人々、奴隷とコロヌスについての）一部だけの身分を記載することが不思議に見える。）なぜなら、解放するという話なので、全員奴隷であるだろうと推定することが自然であるからである。コロヌスとは普通ならば、法律上自由な農民であるはずである。これは一見矛盾のように見えるが実際矛盾はしていない。440-450年あたりの Salvien 修道士による怒りの抗議文を見てもわかるように⁴⁵、「テオドシウス法典」の発布を受けて、コロヌスの人々

はその土地に隷属化されたことから、コロヌスは法律上に自由人の農民になっても、実質的には隷属化していた人々であることがわかる。だから、レミがコロヌスを解放したことは驚くべきことではなくて、当時の状況と合っているものである。どちらかという、当時になってすでに奴隷とコロヌスとが近い身分となっていて、奴隷にしても奴隷よりも後世の「農奴」と呼ばれる身分にすでになっていた。

いずれにせよ、レミは彼ら（奴隷とコロヌス）をかなりよく世話していることはわかる。レミは場合によって、離された夫婦を再会させて、正式に結婚した（Edoveifa）、あるいは夫が自由民で、妻が奴隷で、妻を解放して夫と同じく自由民にした（Aregildus と Alaric）、あるいは Friaredus を死刑から守って護民官として任命してあげたりしている。Friaredus についていえば、解放されていないが、おそらくレミのある種の番頭といえる存在となっただろう。なぜなら当時の「護民官」という仕事は、ランス教会の領地内で税を取り立てることであるので、信用する人にその職を任せることは当然である。また、同じく信頼している Friaredus に聖 Timothée と聖 Apollinaire のバジリカ聖堂での自分の墓の建築を任せている。ただし、533年1月13日、確かに、このバジリカ聖堂において聖レミの埋葬は進められたが、結局実現しなかった⁴⁶。

Cーまた、当時の人々は聖レミを崇敬するために、あえて彼の遺言書が無視された。

実は、殉教者聖 Christophe に奉獻された教会において、聖レミは埋葬されたからである。この教会は聖 Christophe に奉獻されていても、聖 Christophe の聖遺物は安置されていなかったのである。それよりも、聖レミは生前によく交流のあった聖 Geneviève に奉獻された祭壇がその教会にあったことから⁴⁷、そこに埋葬されることとなった。

いずれにせよ、信徒たちは、レミの遺言書を敢えて無視して、レミに望まれた場所と違う場所に埋葬したということになる。このことはかなり興

味深い事柄を示唆している⁴⁸。レミ自身は慎み深い人であり、聖なる殉教者の遺体の近くに埋葬されることを望んだ。言いかえると、初期の教会と当初の証言者である殉教者の近くに埋葬される希望を抱き、彼はあくまでも殉教者の次に来たつつましい証人に過ぎないとレミ自身が自分を位置づけていた。しかしながら、ランス教区の信徒たちはレミの希望通りにしなかった。さらにいうと、レミはわざと6リーブルの銀円（1.962キロ）を遺骨箱（ギリシャ人の larnax という容器になるだろう）を鑄造するために与えたのにしかるべく実現していない⁴⁹。あえて歴史のない新しい教会に彼を埋葬して、間もなくして「聖レミ」を守護聖人として仰ぎ、また埋葬された遺骨を聖遺物として崇敬するようになった。なぜなら聖レミはクロヴィスに洗礼を預けたことによって、王統の創立者であるとして崇敬されるようになったからである。

また Geneviève との結び付けも意図的である。なぜなら、聖レミと一緒に Geneviève も洗礼を受けるようにクロヴィスに働き掛けていたからである。また Geneviève も聖人であり、この二人の聖人は新しい時代の代表的な聖人になろうとしていた。

推測の範囲を越えないが、ランスを首都にしていた Thierry 王こそが聖レミの遺言書の執行を禁じて、別の教会での埋葬を指定した可能性は大いにある。

Thierry 王は534年に亡くなった（クロヴィス王の長男に当たる）が、聖レミの傍に埋葬することを希望していたのかもしれない。自分の父が聖 Geneviève の傍に埋葬されたように。ただし、これについては現時点では不明のままである。なぜなら Thierry 王がどこに埋葬されたかを明記した史料は発見されていないからである⁵⁰。それはともかく、確実なことは一つ言える。聖レミへの崇敬は彼が亡くなった時から同時に始まったということである。遺言書に見える埋葬にかかわる聖レミのの最期の希望は無視されたが、これは彼が聖人であったからこそ（質素な埋葬だけを望んでいたから）、聖人として彼を崇敬するために彼の意思を無視するほかなかつ

たのである。

Dーブドウ畑栽培者なる司教

遺言書から得られるレミの性格に関する特徴をもう一つ取り上げると、レミが葡萄畑に与えている重要性がある。全部で、六つのブドウ畑が記載されており、各ブドウ畑は在地にいる責任者によって耕されていることもわかる。また、レミ自身が栽培した Vendresse (Craonne 小郡) にあるブドウ畑を甥である Agathimer に譲渡している。

つまり、レミが自らの手で労働することもあり、さらにいうなればブドウを栽培する能力があったことがわかる。ブドウ畑の栽培者であるこの司教はさらに、豚群をも保有して、森でドングリを食べさせていた。

Eー貧困層と貧乏者への配慮

大地主であったレミは貧困層と貧乏者への配慮を示して彼らのために尽くした。これを裏付けるのは遺言書に登場するランス聖職者への寄付 (25スー) と Laon 聖職者への寄付 (18スー) と、その他 (おそらく命日の日の) 毎年の宴の提供などである。

また二箇所、ランスと Laon 教会の名簿に登録されている貧民に関する記述もみられる。こういった名簿は教会ごとにあったが、そこに住居と食事の提供が保障されていた物乞いが登録されていた。遺言書に登場する寄付は彼らに対する毎日の食事の提供のためにある⁵¹。

Fー孤立した女性、または聖別された女性への配慮。

レミはまた、孤立した女性を忘れていない。例えば、Remigia についてそうであるが、名前から見てレミと縁続きの女性だろう。ことに、「hichinaculum」という物を彼女に譲渡している。これについては諸説あるが、高価な金属製の器であるという説もあれば、毛皮のマントであるという説もある。ἐξίνοσ (ウニ) という言葉には二つの意味があることから

来る説である。また Hilaria については、読者はお気づきだと思いが助手聖職に従事している。これには前例もあり、Geneviève に対する Germain d'Auxerre 司教や、その後の542-544年あたりの Radegonde に対する Médard de Soissons 司教と同じように、公会議の「按手して女性を聖別することを禁じる」公会議の禁止を全く無視した。女性を聖別して、「助手女」という設立職を作ったのかもしれない⁵²。この意味で、聖レミは当時の初期教会への忠誠を尽くす一方で、順応主義者ではないということをも示唆されている。

他に数多くの指摘は残っているが、本著では主にクロヴィスに関するものを扱っているので、これくらいにしよう。

VI—この写本から得られる情報はたくさんある

以上のように、この写本から得られる情報と教訓 (enseignement) は多くある。

- ・ 先行研究において聖レミの小文遺言書が見直された結果、この史料的価値を完全に確立できたことから、聖レミはローマ法について造詣が深く、法を遵守することに拘っていたことがわかる。また、相続人を選択するに当たってローマ法に則っていることがわかる。司教の「妻」であるとされる「ランス教会」と生まれた場所の Laon 教会を相続人として指定する際もローマ法に則っている。
- ・ 聖レミは大地主である上、上級貴族の出身であることがわかる。また、不動産も動産もかなり豊富に持っていることがわかる。
- ・ レミはキリスト教上の愛徳を尽くすことによって、解放された奴隷のその後の生計などについて配慮するほか、自分の部下たちである聖職者や貧乏者や女性のために多くの世話をしていたこともわかる。
- ・ 聖レミは金持ちであるにもかかわらず、自分の手で労働することもあったことがわかる。

- ・ 聖レミは独自の考えを以て行動していたこともわかる。なぜなら、女性の助手聖職者を側近に置いたり、墓の遺言執行人として死刑から逃れた奴隷を任命したりしているからである。
- ・ また、聖レミの来世観は初期教会のままであることもうかがえる。つまり、聖なる殉教者の近くに埋葬されて、救われるように彼らの加護を伏して希うとする態度こそはキリスト教らしいことであると聖レミが考えたことがわかる。つまり、聖レミは礼拝、崇敬の仕方において初期教会と少し異なる新たな教会を始めたにもかかわらず、初期の礼拝風土に拘っていた。

同時代の人々は遺言書に載せてあったレミの最期の意思を拒み、彼の遺骨を崇敬し始めた。聖レミを継承者として位置づけることなく、信徒たちは彼を教会の創立者として位置づけた。レミは亡くなると、ただちに聖人として仰がれることになり、また洗礼を授けたクロヴィス祖王との必然的密接な結び付きによって崇敬された。これこそがこの遺言書で覚えておくべき主な結論であると考ええる。

さらにいうと、史実としてこの遺言書によって確実に証明される事実は二つある。一つは、ソワソンの聖杯の話は史実である。

また聖レミ自身の手からクロヴィス祖王が洗礼を受けたことも史実であること。

以上の出来事は533年以前に遺言書において記述されているので、トゥールのグレゴリウス著の『フランク史』における同じ出来事の信憑性を高める。なぜなら、聖レミと違って、576年から10巻の歴史書を編成したトゥールのグレゴリウスは同時代の目撃者ではないのに、年代的により近いレミの遺言書に記されている記載を全く引き継ぎ、その史実の信憑性を高める。言いかえると、聖レミの遺言書はクロヴィスの洗礼についての史料として、同時代の史料と二世代後に書かれた史料をつなげる重要な史料となる。なぜなら、聖レミは非常に長寿であったことから、彼は（教会史における）二つの時代を生きたとと言える。（イエズスと使徒らの）継承者時代と（組

織化された教会の) 創立者時代、または (イエズスの) 証人時代と (浸透してきて信者の民の) 牧師時代を跨る人物である。

ミシェル・ルーシュ

注

- 1 本文の12頁以下
- 2 Jones Alice Hanson, Grierson P., Crook J.A. The Authenticity of the «Testamentum S. Remigii». In: Revue belge de philologie et d'histoire, tome 35, fasc. 2, 1957. pp. 356-373.
- 3 Haubrichs Wolfgang, Bodé Gérard. Testamentum Remigii. Les noms des servi, des coloni et des parentes du testament de l'évêque Remi de Reims. In: Nouvelle revue d'onomastique, n° 52, 2010. pp. 155-185.
- 4 Après une longue période d'indécision de la controverse scientifique, les raisons objectives de la critique formulée par B. Krusch en faveur d'une falsification, ont été invalidées en 1957 par A. H.M. Jones, P. Grierson, J.A. Crook” et rejetées en 1996 par une analyse minutieuse de Michel Rouche si bien qu'il n'est plus possible de douter aujourd'hui de l'authenticité de ce texte.
- 5 例えば、安野眞幸著、『下人論』、日本エディタースクール出版部、1987年において、186-187頁、戦国時代の暴力性を示す代表的なキリシタン史料が紹介されている。
- 6 例えば峰岸純夫著、『中世 災害・戦乱の社会史』、吉川弘文館、2016 (2011)。
- 7 例えば藤木久志著、『飢餓と戦争の戦国を行く』、吉川弘文館、2018。
- 8 例えば清水克之著、『耳鼻削ぎの日本史』、洋泉社、2015。
- 9 人身売買の観点から。下重清、『〈身売り〉の日本史—人身売買から年季奉公へ』、吉川弘文館、2012年
- 10 海老沢有道等 (解説)、日本思想体系25 (キリシタン書、排耶書)、岩波書店。海老沢有道、『高山右近』、吉川弘文館、1958。
- 11 ボクサー氏、『キリシタン世紀の日本』、八木書店、2021。
- 12 浅見雅一、『キリシタン教会と本能寺の変』、角川書店、2020。浅見雅一、『キリシタン史』、慶應義塾大学出版会、2016。
- 13 安廷苑、『細川ガラシャ』、中公新書、2014。
- 14 静養の場合、ローマ帝国の帝権へ。日本の場合、唐の帝権へ。
- 15 國學院法政論叢第44輯、ルーシュ氏の「中世前期における暴力と古代体制—ジラー

ル学という観点から」を参照、また古代日本王権との比較のために、荒木敏夫、仁藤敦史の先行研究と合わせて検討する価値があろう

- 16 三浦周行、『法制史の研究』(上)、岩波オンデマンドブックス。
- 17 瀧川政次郎、『日本法制史(上下)』、講談社学術、1986
- 18 『クロヴィス』の付属資料、I、II、XIとXIIとして掲載されている。
- 19 訳注・ランス市の名前は聖レミから来ている。Reims という名称は Remi から来ていて、聖レミはまさにその地域でゆかりが深い。
- 20 Flodoard, Histoire de l'Église de Reims, Ed. Marlot, Strasbourg, 1981, p. 109-139.
- 21 訳者注・「dominium」をあえて「統治」の言葉で訳することにした。なぜなら「近代的な所有権」の先入観に捉えられる恐れがあるので、主人と奴隷との関係の実体が「所有権」よりも「統治下」により近いと思われるので、それを示唆するための選択である。以下に、支配下あるいは統治下と訳される時、原文が Dominium となる。文脈に合わせて、統治か支配かという表現にした。以上の選択をより詳しく説明してみよう。ラテン語で「Dominium」は同時に「所有」と「統治」と意味することが周知のとおりである。福音書を初めて、「Dominus」といい、天主を指す「主」の意味となるし、フランス語においても「Domaine」のような言葉なら、決定権のある分野、力が及ぶ範囲を指すような意味もある。必ずしも「国家」に付属する「Dominum」ではなく、聖レミをはじめ、父にも地方にも修道院にもギルドにも属する「Dominum」でもある。このため、日本語で明治時代の定訳の影響が強く「統治」が国家か憲法かという文脈でよく使われているので、「私」の世界で使われる時、読者には違和感が生じるだろう。しかし、前近代欧州の文章なら、「物」と「人」に対する関係と同じ「Dominum」の概念で指したことから見えるように、ある人の傘下にあり、ある人の責任のもとにあるという意味もあり、本質的に異ならない。異なるのは、支配下にある物か人に対する主人の責任と義務だけである。現代の民法でまだ残る「善良の管理者の注意義務」というところで残っているのであろう。それはキリスト教圏に古くからある考え方で、聖レミの遺言書にもよく現れる。もう一例だけを取り上げよう。旧約聖書の創世記において、創造主がアダムとエワに向けて「地を支配せよ(subicite)(…)生き物を司れ(domininami)」(創世記、1、28)という有名な一節があるが、それもラテン語の Dominum に通じて、任せられた被造物のために良い主人として世話をせよという風に古典的に理解されているが、「悪用しても破壊してもよい」というような近代的な「絶対的所有権」の理解になると、現在の通説でいう「奴隷」が「物」としてされているため、あるいは独裁者によって「支配」される人民のような理解になるため、「支配者-被支配者」の関係の一面のみを見ることになり、前近代

の理解が見えなくなる恐れがある。これらの理由のために、理想的ではないものの、良い代案がないままなので「Dominium」をあえて「統治」で訳した。それはつまり、「良い主人」が統治していたら、「悪い主人」が「うしはく」かもしれないが、主人と召使い・家族の構成員に対する関係自体は本質的に異ならない。

- 22 訳者注・個々の翻訳の「主張しなさい」という部分は、現代法でいうと、「自分のものだ相続回復請求せよ」という事柄に相当する。
- 23 訳注・助祭、司祭、司教を含めて、原文にある副助祭、読士、門守と若人は、叙階という秘蹟における7級であり、現代のカトリック教会、司祭職制度でも存在する。
- 24 訳注・生まれながらの自由人（解放奴隷ではない）-Ingénu のこと。
- 25 訳者注・Marc Blochによると、Originarius という人々は、生まれてからずっと同じ領地に属しているコロヌスであるとされている。Marc Bloch, *Rois et serfs et autres écrit sur le servage*（王たちと農奴たち、および農奴制に関する諸論文）、*La Boutique de l'histoire*, 1996 (1921), p. 266.
- 26 訳注・解説文のFを参照。「これについては諸説あるが、金属製の容器であるという説もあれば、もじゃもじゃした毛からなる小さな覆いであるという説もある。」

27 [Exemplar testamenti a beato Remigio conditi, in quo lector attendat, quia solidorum quantitas numero XL denariorum computatur, sicut tunc solidi agebantur, et in Francorum lege Salica continetur et generaliter in solutione usque ad tempora magni Karoli perduravit, velut in eius capitulis invenitur.]

In nomine Patris et Filii et Spiritus sancti gloria Deo.

Amen.

Ego Remigius episcopus civitatis Remorum sacerdotii compos testamentum meum condidi iure pretorio atque id codicellorum vice valere precepi fieri: iuris aliquid videbitur defuisse? Quandoque ego Remigius episcopus de hac luce transiero, tu mihi heres esto, sancta et venerabilis aecclesia catholica urbis Remorum, et tu, fili fratris mei, Lupe episcopo, quem precipuo semper amore dilexi, et tu, nepos metis Agricola presbyter, qui michi obsequio tuo a puericia placuisti, in omni substantia mea, que mea sorte obvenit, antequam moriar, preter id quod unicuique donavero, legavero darive iussero, vel unumquemque vestrum voluero habere precipuum. Tu, sancta heres mea Remensis aecclesia, colonos, quos in Portensi habeo territorio vel de paterna maternaque substantia, vel quos cum fratre meo sanctae memoriae Principio episcopo commutavi vel donatos habeo, possidebis, Dagaredum, Profuturum, Prudentium, Tennaicum, Maurilionem, Baudoleifum,

Provinciolum; Niviatenam, Lautam, Suffroniam colonas. Amorinum quoque servum tuo dominio vindicabis nec non agros quos possideo in solo Portensi cum pratis, pascuis, silvis ad te testamenti huius autoritate revocabis.

Futuro episcopo successori meo amphibalum album paschalem relinquo; stragola columbina duo, vela tria, que sunt ad hostia diebus festis triclinii, cellae et culinae. Vas argenteum X et VIII librarum inter te, heres mea, et diocesim tuam aecclesiam Lugdunensem, factis patenis atque calicibus ad ministerium sacrosanctum, prout volui, Deo annuente, distribui. Aliud argenteum vas, quod mihi dominus illustris memoriae Hludowicus rex, quem de sacro baptismatis fonte suscepi, donare dignatus est, ut de eo facerem, quod ipse voluisset, tibi, heredi meae aecclesiae supra memoratae, iubeo turibulum et imaginatum calicem fabricari. Quod faciam per me, si habuero spatium inte; si ante clausero ultimum diem, tu, fili fratris mei, Lupe episcope, species antedictas tui ordinis memor efficies. Compresbiteris meis et diaconibus, qui sunt Remis, viginti et V solidos aequaliter dividendos in commune dimitto. Vitis plantam super vineam meam ad Subnem positam simili modo communiter possidebunt cum Melanio vinitore, quem do in loco aecclesiastici hominis Albovichi, ut Albovichus libertate plenissima perfruatur. Subdiaconibus solidos duos, lectoribus solidos duos, ostiariis et iunioribus solidos duos iubeo dari. Pauperibus in matricola positis, ante fores aecclesie expectantibus stipem, duo solidi, unde se reficiant, inferentur. De Vacculiaco Frunimum, Dagaleifum, Dagaredum, Ductionem, Baudovicum, Uddulfum, Vinofeifam liberos esse precipio. Tennaredus, qui de ingenua nascitur matre, statu libertatis utatur. Tu vero, fili fratris mei, Lupe episcope, tuo dominio vindicabis Nifastem et matrem suam Mutam, vineam quoque, quam Enias vinitor colit. Eniam et Monulfum, eius filium iuniorem, iubeo libertate perfungi. Mellovicum porcarium et Pascasiolam, coniugem suam, Vernivianum cum filiis suis, excepto Widragasio, eui tribuo libertatem, tuo iuri deputabis. Serrum meum de Cesurnico tuum esse precipio. Agrorum partem ad te, quam frater meus Principius episcopus tenuit, cum silvis, pratis, pascuis revocabis. Servum meum, quem Mellovicus tenuit, Viteredum derelinquo. Teneursolum, Capalinum et uxorem suam Teudorosevam tuo iuri dominioque transcribo: Teudonivia quoque ex mea preceptione sit libera.

Edoveifam, quae homini tuo sociata fuit, et eius cognationem retinebis. Uxorem Aregildi et cognationem suam ingenuos esse iubeo. Partem meam de prato, quod

Lugduni iuxta ros habeo, ad imitatem moncium posito, et que Iovia sunt pratella, quae tenui, ad te revocabis. Tibi autem, nepos meus Agricola presbiter, qui intra domesticos parietes meos exegisti pueritiam tuam, trado atque transcribo Merumvastem servum et uxorem suam Meratenam et eorum filium nomine Marcovicum; eius fratrem Medovicum iubeo esse liberum. Amantium et uxorem suam Daero tibimet derdinquo; eorum filiam esse precipio liberam Dasovindam. Alaricum servum tuae deputo portioni; cuius uxorem, quam redemi et manu misi, commendo ingenuam defendendam. Bebrimodum et uxorem suam Moram tuo dominio vindicabis; eorum filius Monacharius gratulabitur beneficio libertatis. Mellaricum et uxorem suam Placidiam ad tuum dominium revocabis: Medaridus, eorum filius, sit libertus. Vineam, quam Mellaricus Lugduni facit, tibi dono. Brittobaude servum nec non etiam Gibericum, vineam, quam Bebrimodus facit, tibi eatenus derelinquo, ut diebus festis et omnibus dominicis sacris altaribus mea offeratur oblatio, atque annua convivia Remensibus presbiteris et diaconibus prebeantur. Delegoque nepoti meo Pretextato Moderato, Tottonem, Marcovicum, Innocentium servum, quem accepi a Profuturo originario meo, coclearia quattuor de maioribus, acitabulum, lacernam, quam mihi tribunus Friaredus dedit, et argenteam cabutam figuratam; filiolo illius Parovio acitabulum et tria coclearia et casulam, cuius fimbrias commutavi. Remigiae coclearia tria, que meo sunt nomine titulata, mantele ipsius quod habeo feriale transcribo; hichinaculum quoque dono illi, de quo Gundebado dixi. Delegoque benedictae filiae meae Helariae diaconae ancillam nomine Nocam et vitium pedaturam, que suae iungitur vineae, quam Cattusio facit, dono et partem meam de Talpusciaco transcribo pro obsequiis, que mihi indesinenter impendit. Aetio, nepoti meo, partem de Cesurnico, que mihi sorte divisionis obvenit, cum omni iure, quod tenui atque possedi; Ambrosium quoque puerum ad iss illius dominiumque transmitto. Vitalem colonum liberum esse iubeo et familiam suam ad nepotem meum Agathimerum pertinere; cui vineam dono, quam posui Vindonisse et meo labore constitui, sub ea conditione, ut a patribus suis omnibus diebus festis ac dominicis pro commemoratione mea sacris altaribus offeratur oblatio, et Lugdunensibus presbiteris atque diaconibus annua convivia, concedente Domino, praebentur. Dono aecclesie Lugdnensi solidos X et VIII, quos presbiteri et diaconi inter se aequali divisione distribuunt. Partem meam de Setia ex integro ad se revocet aecclesia Lugdunensis. Commendo sanctitati tuae, fili

fratris mei, Lupe episcopo, quos libertos esse precipio, Cattusionem et Auliatenam, coniugem suam, Nonnionem, qui meam vineam facit, Sunnoveifam, quam captivam redemi, bonis parentibus natam, et eins filium Leuberedum, Mellaridum et Mellatenam, Vasantem coquum, Cesariam, Dagarasevam et Baudoroseram. Leonis neptem, et Marcoleifum, filium Totnonis: hos totos, fili fratris mei, Lupe episcopo, sacerdotali autoritate liberos defensabis. Tibi autem, heredi meae aecclesiae, Flavianum et uxorem suam Sparagildem dono; eorum filiolum parvulum Flavarasevam liberam esse constitui.

Fedamiam, uxorem Melani, et eorum parvulam Rentenses presbiteri et diaconi possidebunt. Cispiciolum colonum liberum esse precipio et ad nepotem meum Aetium eius familiam pertinere, ad utrumque, id est ad Aetium et Agathimerum, perrenire colonicam Passiacunt. Pronepti meae Pretextatae dono Modoroscam. Pro futuro Leudocharium puerum trado: Profuturae dari iubeo Leudoveram. Lugdunensibus subdiaconibus, lectoribus, hostiariis et iunioribus quattuor solidos derelinquo. Pauperibus in matricula positus solidus dabitur ad eorum refectioem. Deleoque VIII solidos aecclesiae Sissionum pro commemoratione nominis mei. Catalaunensi aecclesiae solidos VI, Mosomagens solidos V, Vongensi agrum apud officinam molinarum, quae ibi est constituta, Catarigensi aecclesiae solidos IIII: totidemque Portensi pro commemoratione mei nominis inferentur. Ursi archidiaconi familiaribus usus obsequiis, dono ei domitextilis casulam sibtilem et aliam plenioram, duo saga delicata, tappete quod habeo in lecto et tunicam quam tempore transitus mei reliquero meliorem. Heredes mei, Lupe episcopo et Agricola presbiter, porcos meos inter ros equaliter dividetis.

Friaredus, quem, ne occideretur, quattuordecim solidis comparavi, duos concessos habeat; duodecim det ad basilicae domnorum martyrum Timothei et Apollinaris cameram faciendam. Hec ita do, ita lego, ita testor. Ceteri omnes exheredes estote, sunt tote. Huic autem festamento meo dolus malus abest aberitque: in quo si qua litura vel caraxatura fuerit inventa, facta est me presente, dum a me relegitur et emendatur. Actum Remis die et consule suprascripto, intercedentibus et mediis signatoribus.

P.

Remigius episcopus testamentum meum relegi, signari, subscripsi et in nomine Patris et Filii et Spiritus sancti.

Deo adiuvante, complevi.
 vc Pappolus interfui et subscripsi.
 vc Rusticolus interfui et signavi.
 vc Eulodius interfui et signavi.
 vc Eutropius interfui et signavi.
 vc Eusebius interfui et signavi.
 vc Dauveus interfui et signavi.

Post conditum testamentum, immo signatum, occurrit sensibus meis, ut basilice domnorum martyrum Timothei et Apollinaris missorium argenteum VI librarum ibi deputem, ut ex eo sedes futura meorum ossuum componatur.

- 28 Godefroid Kurth, Clovis, Ire éd., Bruxelles, 1895, 2 vol., Bruxelles, 1901, 3e éd., Paris, 1978, 1 vol., p. 569-571.
- 29 『クロヴィス』の付属資料、第 XVII
- 30 『フランク史』、II、31
- 31 訳注。あることによって利益を受ける者がそのことを成したるなり
- 32 訳注。聖レミの後継者であることから大きな威信を得て
- 33 『クロヴィス』の付属資料、第 IV
- 34 『クロヴィスの洗礼』、118-126頁 G. Tessier, *Le Baptême de Clovis*, 1964, p. 118-126.
- 35 「The authenticity of the testamentum Sancti Remigii」, *Revue Belge de philologie et d'histoire*, 1957, t. XXXV, No 2, pp. 356-373
- 36 Orléans, c.4. (Concilia Galliae, a.511 - a. 695, éd ? C. de Clercq, C.C., t. CXLVIII, B, Turnhout, 1963) また『クロヴィス』の付属資料、第 X
- 37 Sidoine Apollinaire, *Carmina et epistolae*, M.G.H.AA, éd. Luetjohann, *Poèmes et lettres*, éd. et trad. par A. Loyen, Paris, 1961 et 1970, T.II, VIII, 14 et IX, 8.
- 38 『クロヴィス』の付属資料、第 I の史料コメントを参照。
- 39 同上 (Apollinaire)、IX、7
- 40 M. Rouche, «Le changement des noms de chefs-lieux de cité en Gaule au Bas-Empire», *Mém. Soc. Antiquaires de France*, 1969, pp. 47-64.
- 41 『クロヴィス』の付属資料、第 XVII。訳者注・Nizier の書簡を根拠に Kursch はクロヴィスがトゥールで洗礼を受けたという論証を踏まえるが、Rouche 氏がこの書簡において、洗礼の場所と年は断定されていないことを証明している。
- 42 M. Rouche, «La destinée des biens de saint Rémi» dans *Villa, Curtis, Grangia*, *Herausg. W. Janssen und D. Lohrmann*, 1982, pp. 46-61.

- 43 訳者注・Alain Testard, *L'institution de l'esclavage*, Gallimard, 2018, p. 113
- 44 M. Rouche, *L'Aquitaine des Wisigoths aux Arabes*, Paris, 1979, p. 212 et 229.
- 45 *De Gubematione Dei*, t. II, éd. G. Lagarrigue, Paris, 1975, V, 44-45, p. 345-346.
- 46 M. Sot, *Un historien et son église, Flodoard de Reims*, Paris, 1993, p. 391-392.
- 47 訳注・祭壇において聖遺物が必ずおかれて、その祭壇は聖 Genevieve の聖遺物があつたと推測される
- 48 *Vita Remigii*, par Hincmar, c. 24, p. 320.
- 49 訳注・レミが用意しておいたこの遺骨箱は小さくて、全く目立たないものであり、いわゆるレミのつつましい意思を表している。それにもかかわらず、信徒たちはレミの意思を無視した。
- 50 K. H. Krüger, *Kimigsgrabkirche*, Munich, 1971, p. 417.
- 51 M. Rouche, «La matricule des pauvres», dans M. Mollat, *Études sur la pauvreté*, t. I, Paris, 1974, p. 83-110.
- 52 訳注・設立職とはいうものの、叙階職ではない。